



## 保育士の労働環境の整備を

理事 佐田 義輝



みなさんに拙文をお読みいただく頃には、子ども・子育て会議基準検討部会より公定価格が示されている頃だと思います。子育て家庭に対して均等な国家補助がされるように、子育て支援を希望する家庭に対し、わけ隔てなく必要な支援が行き渡るようにとの考えが発端となり、今回の保育制度改革が進められてきたのではなかったかと思います。現在の保育園を取り巻く状況は、都市部を中心に待機児が増加し、区市町村ではその解消に向けて努力を重ねられているところであります。一方、保育所整備に伴う保育士不足が深刻化しており、保育士を募集しても応募すらされないといった状況も耳にします。その保育士の処遇問題も懸念され、昨年度に引き続き保育士処遇改善対策が検討されております。子ども・子育て会議より保育標準時間が11時間と示されました。認可保育園では労働基準法の規定に基づき週40時間労働が義務付けられております。保育標準時間で月～土まで開園しますと、週66時間開所となります。となると、労働基準法で定められた週40時間労働との差、26時間をどのように考えていくべきでしょうか。また多くの認可保育園では子育て支援策として延長保育を実施しております。週40時間労働と保育標準時間の週66時間、さらに延長保育との連結をどのようにしていくのか、私達は考えていかなければなりません。保育士の処遇改善について、賃金面では様々対処していただいておりますが、加えて、保育士の労働環境の整備といった面でも配慮する必要があろうかと思います。現在、保護者の就労状況は常勤勤務されている方が多く、午後5時以降も6時過ぎまで保育を希望される方が6割～7割といった状況です。この午後5時以降の保育に対しても、国で定められた保育士配置基準に従わなければなりませんが、有資格者の保育士パート雇用は難しい状況にあると思います。保育の質的向上を考えたときに、保育内容の充実や保育士の資質向上は多く語られますが、保育士の労働環境の整備、勤務形態についても、より良い方向に改善していかなければならぬと考えます。一人の保育士に掛かる労働量や、責任の重さを考慮し、楽しく働く職場としなければ保育士不足は解消しないと思いますし、保育士を目指す若者達も減少していくのではないかと思う。保育は若い子どもたちを育てる大切な仕事です。多くの若者達が希望に胸を膨らませて就職する、そんな保育園にしたいですね。